

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

1 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：由布市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設		
事業開始年月日	平成3年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	由布市	職員数 (H22. 4. 1現在)	1
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	314円（21年度）	財政力指数	0.51（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	94.6（21年度）	実質公債費比率（%）	11.0（22年度）
		将来負担比率（%）	76.6（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：挾間町・庄内町・湯布院町の3町の合併 上記の3町の合併により、農業集落排水事業を行っていた挾間町農業集落排水（2施設）と庄内町農業集落排水事業（1施設）の合計3施設を管理することとなり、全体計画人口は、2,406人、処理区域内人口は1,551人、処理区域面積は55haとなった。〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	由布市農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	由布市長 首藤 奉文
既存計画との関係	由布市行財政改革実施計画〈第1次計画H18～H22、第2次計画H23～H27〉
公表の方法等	策定後、農業集落排水事業運営協議会等で説明し、その後市のHPで公開予定
基本方針	施設維持管理費見直し等事業の経費削減に取り組みながら、収納率向上を図り、市民サービス向上に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		20,094.5	8,567.4	28,661.9
	補償金免除額		4,993.3	2,886.0	7,879.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			11,367.0	11,367.0

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業		20,094.5	8,567.4	28,661.9
	合 計 (A)		20,094.5	8,567.4	28,661.9
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)		20,094.5	8,567.4	28,661.9

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業			11,367.0	11,367.0
	合 計 (A)			11,367.0	11,367.0
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)			11,367.0	11,367.0

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本事業は、合併前の旧2町管轄の3処理施設より構成され、農業集落排水事業として、汚水処理事業を行っています。事業の全体計画人口は、2,406人で、現在の処理区域内人口は、1,551人となっていて、年間総処理水量は201,804㎥です。処理区域内人口の内訳は、三船203人、来鉢515人、東長宝833人となっています。本事業は水質改善及び水質保全といった環境保全の要素が強いことから、本事業を維持するために維持管理費の抑制に努め、使用料の収納率向上へ努力をしていきますが、一般会計からの繰り入れはやむを得ない状況です。なお、由布市全体人口は36,550人ですが、これら農業集落排水施設以外の地域においては、合併浄化槽等で各戸排水処理を行っています。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 維持管理費の経費節減 現在、業務委託している委託内容等の見直しや施設の修繕等で、不必要な支出を抑制し、維持管理費の削減を図る。</p>
	<p>課 題 ② 使用料金の収納率向上化 使用料の収納率は、過去5年間の平均で約80%・平成21年度は、79.1%となっています。しかし現年度の収納率は、平均94.4%に対して過年度の収納率が平均5.2%となっていることから、特に過年度の滞納について収納率を上げるように、担当課及び関連部局の協力体制の下、収納率向上の強化を図る。</p>
	<p>課 題 ③ 使用料の料金体系の見直し 合併してからも継承している旧2町からの使用料体系を見直す（料金体系の統一化）努力をする。旧挾間町では、従量制（使用量制）・旧庄内町では、人数制で使用料を決定している。従量制の基となる水道使用料の統一化が完了後、出来るだけ早期に農業集落排水施設の使用料も統一化するよう検討を図る。</p>
	<p>課 題 ④</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	81,925	58,298	88,859	87,953	104,236	94,799	83,101	80,200	78,609	
		(1) 営 業 収 益 (B)	21,298	20,231	19,520	19,299	19,505	19,731	20,476	20,487	20,491	
		ア 料 金 収 入	19,238	18,907	19,497	19,285	19,488	19,730	20,475	20,486	20,490	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他	2,060	1,324	23	14	17	1	1	1	1	
		(2) 営 業 外 収 益	60,627	38,067	69,399	68,654	84,731	75,068	62,625	59,713	58,118	
		ア 他 会 計 繰 入 金	26,187	35,954	68,691	68,553	84,708	75,050	62,607	59,695	58,100	
		イ そ の 他	34,440	2,113	648	101	23	18	18	18	18	
		2 総 費 用 (D)	63,453	58,208	60,975	58,697	73,896	64,500	54,942	52,610	51,506	
		(1) 営 業 費 用	37,266	32,486	37,536	36,610	53,032	44,775	37,350	36,994	36,876	
		ア 職 員 給 与 費	8,165	7,827	8,375	8,488	8,712	9,073	9,073	9,073	9,073	
		ウ ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	29,101	24,659	29,161	28,122	44,320	35,702	28,277	27,921	27,803	
		(2) 営 業 外 費 用	26,187	25,722	23,439	22,087	20,864	19,725	17,592	15,616	14,630	
		ア 支 払 利 息	26,187	24,803	23,439	22,087	20,864	19,725	17,592	15,616	14,630	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		18,472	90	27,884	29,256	30,340	30,299	28,159	27,590	27,103		
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	33,894	49,861	23,153	21,351	15,256	35,484	35,921	16,266	16,618	
		(1) 地 方 債						19,900	20,000			
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
		(2) 他 会 計 補 助 金	33,894	49,861	15,593	15,882	15,256	15,584	15,921	16,266	16,618	
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
		(6) 工 事 負 担 金										
		(7) そ の 他										
		2 資 本 的 支 出 (G)	52,538	52,801	51,291	49,221	43,443	64,517	62,842	44,252	43,955	
		(1) 建 設 改 良 費										
		ウ ち 職 員 給 与 費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	52,538	52,801	51,291	49,221	43,443	64,517	62,842	44,252	43,955	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-18,644	-2,940	-28,138	-27,870	-28,187	-29,033	-26,921	-27,986	-27,337		

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-172	-2,850	-254	1,386	2,153	1,266	1,238	-396	-234	
積 立 金 (K)	30	3	159	384	816	1,532	1,492	1,271	473	
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	4,058	3,856	1,003	590	1,592	2,929	2,663	2,409	742	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,856	1,003	590	1,592	2,929	2,663	2,409	742	35	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 黒 字 (P)	3,856	1,003	590	1,592	2,929	2,663	2,409	742	35	
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	70.6	52.5	79.2	81.5	88.8	73.5	70.6	82.8	82.3	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	21,298	20,231	19,520	19,299	19,505	19,731	20,476	20,487	20,491	
地方財政法による資金不足の比率 $((R)/(S) \times 100)$										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 $((T)/(V) \times 100)$										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	987,216	934,416	883,124	833,902	790,459	745,842	703,000	658,748	614,793	

(2) 他会計繰入金

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	
収 益 的 収 支 分	26,187	35,954	68,691	68,553	84,708	75,050	62,607	59,695	58,100	
うち基準内繰入金	8,332	7,922	51,577	55,426	49,051	48,758	44,514	43,603	42,008	
うち基準外繰入金	17,855	28,032	17,114	13,127	35,657	26,292	18,093	16,092	16,092	
資 本 的 収 支 分	33,894	49,861	15,593	15,882	15,256	15,584	15,921	16,266	16,618	
うち基準内繰入金	23,636	23,068	15,593	15,882	15,256	15,584	15,921	16,266	16,618	
うち基準外繰入金	10,258	26,793								
合 計	60,081	85,815	84,284	84,435	99,964	90,634	78,528	75,961	74,718	

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	78,641
		(1) 営 業 収 益 (B)	20,498
		ア 料 金 収 入	20,497
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	
		ウ そ の 他	1
		(2) 営 業 外 収 益	58,143
		ア 他 会 計 繰 入 金	58,125
		イ そ の 他	18
		2 総 費 用 (D)	50,393
		(1) 営 業 費 用	36,756
		ア 職 員 給 与 費	9,073
		ウ ち 退 職 手 当	
		イ そ の 他	27,683
		(2) 営 業 外 費 用	13,637
ア 支 払 利 息	13,637		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			
イ そ の 他			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		28,248	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	16,980
		(1) 地 方 債	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	
		(2) 他 会 計 補 助 金	16,980
		(3) 他 会 計 借 入 金	
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	
		(6) 工 事 負 担 金	
		(7) そ の 他	
		2 資 本 的 支 出 (G)	44,874
		(1) 建 設 改 良 費	
		ウ ち 職 員 給 与 費	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	44,874
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			
(5) そ の 他			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-27,894	

(単位:千円,%)

年 度		平成26年度 (計画第5年度)
区 分		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		354
積 立 金 (K)		332
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		35
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)		
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		57
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	57
	赤 字 (Q)	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		82.5
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		20,498
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 (T)/(V) × 100		
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)		
企 業 債 現 在 高 (X)		569,919

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成26年度 (計画第5年度)
区 分		
収 益 的 収 支 分		58,125
うち基準内繰入金		42,033
うち基準外繰入金		16,092
資 本 的 収 支 分		16,980
うち基準内繰入金		16,980
うち基準外繰入金		
合 計		75,105

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 [※] (%)	51.6	56.6	52.0	52.7	36.7	44.1	54.8	55.4	55.6	55.8	
資本費 (円又は%)	273	244	410	369	314	413	393	291	284	283	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	70.6	52.5	79.2	81.5	88.8	73.5	70.6	82.8	82.3	82.5	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	32.0	61.7	77.3	77.9	81.2	79.2	75.3	74.4	73.9	73.9
	うち基準内繰入金 (%)	31.8	22.0	75.1	80.9	57.9	65.0	71.1	73.0	72.3	72.3
	うち基準外繰入金 (%)	68.2	78.0	24.9	19.1	42.1	35.0	28.9	27.0	27.7	27.7
	資本的収入分 (%)	100.0	100.0	67.3	74.4	100.0	43.9	44.3	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	69.7	46.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)	30.3	53.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価^{※1}／給水原価^{※2}×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入[※]／汚水処理費[※]×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併してからも継承している旧2町からの使用料体系を見直す（料金体系の統一化）努力をする。旧挾間町では、従量制（使用量制）・旧庄内町では、人数制で使用料を決定している。従量制の基となる水道使用料の統一化が完了後、出来るだけ早期に農業集落排水施設の使用料も統一化するよう検討を図る。
2 他会計繰入金の見込み	維持管理費等の抑制を図り、滞納使用料の収納強化に努め、他会計からの繰入金の抑制を目指す。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改修事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		農業集落排水事業については職員数1名を維持する。
○ 給与のあり方		職員給与のカット等を見直しを行い、人件費の抑制を図る。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		現在、職員の基本給について、平成22年12月までの間5%カットを実施しており、平成23年1月以降については、検討することとしている。地域手当については、支給地域対象外である。(一般会計と同様の扱い)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当職員なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成18年4月に退職時の特別昇給(20年勤続1号)を廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		平成22年度から職員厚生費補助金について職員一人あたり10,000円とし、職員互助会への公費負担率が35.5%となった。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	適切な委託業務内容及び委託業務費の見直しを図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	合併してからも継承している旧2町からの使用料体系を見直す（料金体系の統一化）努力をする。旧挾間町では、従量制（使用量制）・旧庄内町では、人数制で使用料を決定している。従量制の基となる水道使用料の統一化が完了後、出来るだけ早期に農業集落排水施設の使用料も統一化するよう検討を図る。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		決算状況・給与及び定員管理の状況について市報やホームページを通じて公開（例年11月）している。また、経営健全化計画については、直近の農業集落排水事業運営協議会及び全員協議会で説明し、市のホームページで公開予定である。
○ 行政評価の導入		平成22年度より実施している。事前に翌年度実施予定事務事業計画調書、決算に基づき事務事業完了調書を作成し、事業の妥当性、公平性、有効性及び効率性について評価を行い、予算編成に反映させる。
4 その他	②	使用料の未納者に対しては、担当課及び関連部局と連携し収納体制を強化し、収納率の向上に努める。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	適切な業務内容及び委託業務費の見直しを図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	合併してからも継承している旧2町からの使用料体系を見直す（料金体系の統一化）努力をする。旧挾間町では、従量制（使用量制）・旧庄内町では、人数制で使用料を決定している。従量制の基となる水道使用料の統一化が完了後、出来るだけ早期に農業集落排水施設の使用料も統一化するよう検討を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	維持管理費等の抑制を図り、滞納使用料の収納強化に努め、他会計からの繰入金の抑制を目指す。
4 その他	使用料の収納率は、過去5年間の平均で約80％・平成21年度は、79.1％となっています。しかし現年度の収納率は、平均94.4％に対して過年度の収納率が平均5.2％となっていることから、特に過年度の滞納について収納率を上げるように、担当課及び関連部局の協力体制の下、収納率向上の強化を図る。職員給与のカット等を見直しを行い、人件費の抑制を図る。（現在、職員の基本給について、平成22年12月までの間5％カットを実施しており、平成23年1月以降については、検討することとしている。）

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課 題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	1,510	1,654	1,561	1,566	1,551		1,551	1,551	1,551	1,551	1,551		
	A 増減		144	-93	5	-15	41	0	0	0	0	0	0	
	水洗便所設置済人口(人)	1,352	1,454	1,400	1,340	1,310		1,310	1,310	1,310	1,310	1,310		
	B 増減		102	-54	-60	-30	-42	0	0	0	0	0	0	
	水洗化率(%)	89.1	87.9	89.7	85.6	84.5		84.5	84.5	84.5	84.5	84.5		
	C 増減		-1	2	-4	-1	-5	0	0	0	0	0	0	
	有収水量(㎡)	171,489	180,351	182,157	193,232	201,804		201,804	201,804	201,804	201,804	201,804		
	D 増減		8,862	1,806	11,075	8,572	30,315	0	0	0	0	0	0	
	使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	112.2	104.8	107.0	99.8	96.6		97.8	101.5	101.5	101.5	101.6		
	E 増減		-7	2	-7	-3	-18	1	4	0	0	0	5	
② 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)														
F 増減														
③ 収納率(%)		76.3	84.5	82.5	78.7	79.1		76.2	76.3	79.3	80.8	82.2		
G 増減			8	-2	-4	0	3	-3	0	3	2	1	3	
④ その他()														
H 増減														
経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	115,991	111,009	112,266	107,918	117,339		129,017	117,784	96,862	95,461	95,267		
	I 増減		-4,982	1,257	-4,348	9,421	1,348	-11,678	-11,233	-20,922	-1,401	-194	-45,428	
	⑤ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	77	67	72	69	76		83	76	62	61	60		
	J 増減		-10	5	7	-1	-1	-7	-7	-14	-1	-1	-30	
	⑤ 汚水処理原価(円/㎡) (汚水処理経費/有収水量)	217	185	206	189	263		222	185	183	182	180		
	K 増減		-32	21	-17	74	46	41	-37	-2	-1	-2	-1	
	⑤ 汚水処理原価(維持管理費) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	217	185	206	189	263		222	185	183	182	180		
	L 増減		-32	21	-17	74	46	41	-37	-2	-1	-2	-1	
	⑥ その他()													
	M 増減													
使用料回収率(%)		51.6	56.6	52.0	52.7	36.7		44.1	54.8	55.4	55.6	57.1		
累積欠損金比率(%)														
企業債現在高(千円)		987,216	934,416	883,124	833,902	790,459		745,842	703,000	658,748	614,793	569,919		
収入の確保	使用料収入	19,238	18,907	19,497	19,285	19,488		19,730	20,475	20,486	20,490	20,497		
	改善効果額		-331	590	212	203	674	242	987	998	1,002	1,009	4,238	
	①有収水量の増加													
	②使用料の適正化													
③収納率の向上		-331	590	212	203	674	242	987	998	1,002	1,009	4,238		
④その他()														
経営の効率化	管理運営費	115,991	111,009	112,266	107,918	117,339		129,017	117,784	96,862	95,461	95,267		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	8,165	7,827	8,375	8,488	8,712		9,073	9,073	9,073	9,073	9,073		
	改善効果額		174	250	253	127	804	346	816	1,172	1,290	1,410	5,034	
	⑤職員給与費の適正化(5%カット分)		174	250	253	127	804	193					193	
	維持管理費(上記以外)の適正化 (委託費等の削減)							153	816	1,172	1,290	1,410	4,841	
	⑥その他()													
	改善効果額													
計画前5年間改善効果額 合計							1,478	改善効果額 合計 A					9,272	
								<参考> 補償金免除額 (旧資金運用部資金)					7,879	

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制(除く)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。
【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …… 10表01行12列
- ・有収水量 …… 10表01行52列
- ・管理運営費 …… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …… (32表02行06列)/(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列)/(有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方 合併してからも継承している旧2町からの使用料体系を見直す(料金体系の統一化)努力をする。旧狹間町では、従量制(使用量制)・旧庄内町では、人数制で使用料を決定している。従量制の基となる水道使用料の統一化が完了後、出来るだけ早期に農業集落排水施設の使用料も統一化するよう検討を図る。

民間委託の取組状況

その他に記入された項目に関する取組等